

京都市告示第149号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和3年5月31日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
本願寺界わい京町家保全継承地区	約23.8ヘクタール

2 本願寺界わい京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市下京区打越町、筒金町、笹屋町、天神町、富田町、花屋町、紅葉町、柳町、山川町、珠数屋町、高雄町、西洞院町、蛭子水町、四本松町、米屋町、玉本町、文覚町、福本町、井筒町の各全部及び中居町、東境町、西境町、新シ町、榎木町、西玉水町、東玉水町、亀町、廿人講町、卓屋町、橋町、飴屋町、真苧屋町、粉川町、桜木町、升屋町、夷之町、橋詰町、若松町、上珠数屋町、仏具屋町、高槻町、北町、烏丸二丁目、植松町、学林町、西若松町、住吉町、堺町、菱屋町、北小路町、丸屋町、西側町、良町、東若松町、西松屋町、東松屋町、鍛冶屋町、鍵屋町、平野町、辰巳町、竹屋町、大黒町、土橋町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)